

仲裁料金規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人ソフトウェア情報センター（以下「センター」という。）の仲裁及び和解あっせん事務規程第 16 条第 2 項の規定に基づき、仲裁料金の支払いについて必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、事務規程及び仲裁手続規則において使用する用語の例による。

(料金の種類)

第 3 条 紛争の当事者から徴収する料金は、次のとおりとする。

- (1) 申立手数料
- (2) 期日手数料
- (3) 成立手数料
- (4) その他の費用

(申立手数料)

第 4 条 申立人は、センターに対し、仲裁手続申立書を提出する際に、別表に掲げる申立手数料を納付しなければならない。

- 2 申立手数料は、仲裁手続の申立てを受理した後は返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、仲裁人が選任される前までに申立てを取り下げたときは、その半額を返還する。

(期日手数料)

第 5 条 当事者は、センターに対し、仲裁手続の期日又は準備期日について、それぞれの期日が開催される前までに、それぞれ別表に掲げる期日手数料を納付しなければならない。

- 2 一方の当事者が、他方の当事者の期日手数料を負担する旨をセンターに対して同意し、他方がこれに異議を述べない場合には、一方の当事者は、自らの料金に加えて他方当事者の期日手数料を納付しなければならない。
- 3 当事者間に期日手数料の負担割合についての合意がある場合には、合意した負担割合に基づき、期日手数料を納付しなければならない。

(成立手数料)

第 6 条 当事者は、仲裁判断がなされた場合又は和解が成立した場合には、センターに対し、別表に掲げる基準により算出した成立手数料を、第 3 項の規定に従って定める負担割

合により、共同して納付しなければならない。

- 2 製造、販売、輸入等の差止の場合で、紛争の請求額が明確でない場合、表面上の請求額が極めて多額に上る場合又は算定不能の場合は、センター長は、仲裁人の意見を聴いて、事案の内容、背景、当事者の事情、仲裁の経緯その他の事情を勘案して、別表に掲げる請求額の金額のいずれかを紛争の請求額とみなして成立手数料の算定することができる。
- 3 仲裁人は、成立手数料に関する当事者間の負担割合について、これを仲裁判断時又は和解成立時に定め、これを両者に告知し、仲裁判断書又は和解契約書に記載する。
- 4 成立手数料の納付額に金 1 , 0 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 成立手数料は、仲裁判断書又は和解契約書の送達前に納付しなければならない。

(その他の費用)

第 7 条 仲裁の審理に要する速記、通訳、翻訳、鑑定等の費用、証人の日当、仲裁人等が出張したときの旅費、日当及び宿泊費、その他の諸費用については、費用発生時に仲裁人が暫定的に申立人又は相手方の負担額及び負担割合を定め、各当事者はそれに従ってセンターに諸費用を納付しなければならない。

- 2 仲裁人は、前項に規定する費用について、あらかじめ当事者に概算額及び積算内訳を提示し、その内容について当事者から同意を得なければならない。
- 3 仲裁人は、仲裁手続を終了するとき当事者の置かれた状況、事案の性質その他の事情を勘案して、これらの費用について当事者の負担額及び負担割合を変更することができる。

(納付の方法)

第 8 条 紛争解決センターに対する金員の納付は、申立手数料を除き、同センターの指定する銀行口座への振り込みにより行うものとする。

(消費税に相当する額)

第 9 条 この規則で定める料金の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき紛争解決センターの役務に課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から適用する。

別表

申立手数料 (第4条)	1件につき		50,000円
期日手数料 (第5条)	1当事者が1回につき		20,000円
成立手数料 (第6条)	1件の紛争請求額につき(Aは紛争請求額)	500万円以下	50万円
		500万円超 - 1,500万円以下	50万円 + (A - 500万円) × 0.09
		1,500万円超 - 3,000万円以下	140万円 + (A - 1,500万円) × 0.08
		3,000万円超 - 5,000万円以下	260万円 + (A - 3,000万円) × 0.06
		5,000万円超 - 1億円以下	380万円 + (A - 5,000万円) × 0.05
		1億円超 - 10億円以下	630万円 + (A - 1億円) × 0.04
		10億円超 - 50億円以下	4,230万円 + (A - 10億円) × 0.028
		50億円を超える場合	運営委員会が定める
	請求金額の算定ができない場合、1件につき(第6条第2項)		100万円
			500万円
		1,000万円	
		3,000万円	
		1億円	

* 上記料金には、期日開催のための会議室使用料は含まれていない。